二、失業救濟事業の開始
三、高給官吏、公務員の減俸
四、府縣會は前記のAを議決し中央政府に要求すること、
C、市町村長、市町村會に對する闘爭目標
一、(イ)市制二十八條町村制百八條によつて農業生活者の納稅負擔の緊急減輕（ロ）自轉車球車税附加税等大衆税の撤廢
二、失業救濟事業の開始
三、前記A、Bを織して知事及び政府に要求すること
D、農會に對する闘爭
町村農會は別項の要求を議決し農會法によつて政府、縣、市町村長に要求すること、更らに府縣農會長會議及び全國農會長會議を通して實施に努力すること
E、資本家地主に對する直接の闘爭目標
一、小作料五割減、桑園小作料全減
二、電氣、ガス、水道、地方鐵道運賃の引下げ
三、運賃引下げ
二、闘爭機關
（イ）府縣別に農民部聯合會を中心とし支部を細胞として全無產團體、無所屬有志、未組織大衆をも包擁する大規模な農民同盟を組織する。
（ロ）この地方農民同盟は闘爭の發展と共に漸進的に全國的同盟に結合される
三、闘爭方法
D、農會事業の内容
（三）農會農民は十六歳に達する法定費を以つて養育すべきものとす
附――本案の財源は米穀によるべきこと
理　由
一、搾取と窮乏に曝らされたる無產階級の老人と兒童の生存權の社會的保護が本案の目的である。
二、我國には養老年金法に類すべき單的法なく明治七年の救恤規則が『能身極貧にして七十歳以上に達し生產を營む能はざる程に老衰したる者を救護する』との規定により、浮浪生活の極、足腰のたゝぬものの一人二人を申譯ほどに收容してゐるに過ぎない。昭和三年末現在、養老機關五二、收容人員四、四一五人）寡婦年金に當るものなく、さらに孤兒年金法もなく前記の救恤規則により補助金を受くる孤兒院に形式的に收容してゐるのみ（昭和三年末現在收容人員六〇一名）昭和四年の第五十六議會にて救恤規則を少しく改正せる如き救護法を制定せるも昭和六年度に於いても尚は實施しないのである。かくて今も尚は篤志家の慈善と僞善に、地方團體の形式的救恤に委してゐる。
三、近時の老浮浪者、乞食、行旅病人の增加、東京府下岩

（イ）全地域的小作爭議、農民爭議の激發
（ロ）大衆團體による官廳議會運動對中央地方議會闘爭
（ハ）文書戰、言論戰
（ニ）其他
理　由
（略――農村委員會報告中『窮破闘爭の意義』全文）
實行方法
執行部一任

第二十八號　養老年金法、寡婦年金及び孤兒年金法の制定並に思給制廢止要求に關する件

主　文

左記要綱を持つ養老寡婦孤兒の三、年金法の制定と恩給の廢止を期しこれが實現のために必要なる有ゆる闘爭を組織す。

A、養老寡婦孤兒年金法の基調
（一）財産なき故の老後の生活不能、遺産なき故の寡婦及び孤兒の窮乏は國家過失又は責任によるものにあらずして社會組織の缺陷に由因する社會的責任によるものなることを認識し從つて養老の生活權を社會